

統計委員会答申(抜粋)

(公印・契印省略)

統計委第12号
令和3年7月30日総務大臣
武田良太殿統計委員会委員長
北村行伸

諮問第154号の答申

科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について

本委員会は、諮問第154号による科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査（令和4年以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和3年5月17日付け総統経第46号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」及び令和3年5月11日付け20210427統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「科学技術研究調査」（基幹統計調査）及び「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査。以下「企業活動基本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、後記（2）で指摘する事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

(中略)

これらについては、科学技術に関する施策の動向等を踏まえた変更であり、国際比較可能性の向上にも資するものであることから、適当である。

ただし、今回、複数の調査事項が追加されることにより、報告者負担が増加することが懸念されるため、今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討する必要があることについて、「2 今後の課題」として指摘する。

(中略)

2 今後の課題

・科学技術研究調査における調査事項の検討

今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。